

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年七月奈良県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「はらひかけ書」を「貼りかけ書」に改め、同様式の注中「外国人登録済証明書」を「在留カード若しくは特別永住者証明書の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の調理師法施行細則の規定により現に提出されている申請書は、改正後の調理師法施行細則の規定により提出されたものとみなす。